

# 西松浦地区合併協議会 議事録

( 第十四回 )

日時：平成17年10月 7日  
会場：焔の博記念堂 2階会議室

## 開 会（ 15時 30分 ）

### ○事務局長（ 福島 清人 ）

選考委員会に引き続きと言うことで大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。  
会議を始めます前に、本日の資料の確認をお願ひ致します。

資料は、本日の会議次第と別冊資料と報告事項というA4の一枚の、計三点でございます。

尚、委員の皆様にお願ひですけれども、発言をなされる際には、必ずマイクを使って頂きますようにということで、よろしくお願ひ致します。

報告書じゃなくて、別紙一枚紙入ってませんか。

それでは、会長さんにご挨拶頂き、引き続き会の進行をよろしくお願ひ致します。

### ○会長（ 岩永 正太 ）

みなさん、こんにちは。

先程までは、第二回目の町章デザイン選考委員会で、みなさんには熱心にご選考頂きましてありがとうございました。

本日は、引き続き協議会ということで、大変お疲れのところ申し訳ございません。

さて、合併の期限も、後150日足らずと迫っております。

どうか、今回もみなさんの熱心な議論をお願ひ致しまして、開会の挨拶とさせていただきます。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、只今の出席委員は16名でございます。定足数に達しておりますので、第14回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員と致しまして、有田の今村委員さんと、西有田の佐藤委員さんの、お二方にお願ひ申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい。それではよろしくお願ひ致します。

では、早速議題に入らせて頂きます。

最初は、報告第1号、第18回幹事会の会議概要について、江崎幹事長からご報告をお願ひ致します。

### ○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

第18回幹事会における、協議等の結果について報告いたします。

平成17年9月26日に、第18回を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程6条の規定により、報告いたします。

1. 第14回協議会協議等について確認事項でございますが、第14回協議会の協議事項等について協議・調整を行ないました。

以上報告を終わります。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

ありがとうございました。

それでは、只今の幹事会概要の報告、何かご質問ございませんか。

それでは、意見もないようですので、幹事会概要の報告については、了承されたものと致したいと思ひます。

次に、報告第2号ということになっておりますが、これにつきましては、最後に、只今の結果等も交えて報告をしたいというふうに思います。

よろしく願いをしておきます。

それでは、早速協議事項に入らせて頂きます。

最初は、協議第72号、施設の名称について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局員（ 千代田 一茂 ）

説明させていただきます。

資料は2ページをお願い致します。

協議第72号、施設の名称の取扱いについてということで、これにつきましては、前回の第13回の協議会の折に、提案を致しまして、今回その時の継続協議により再提案ということになります。

資料の3ページをご覧ください。

合併後の、主な施設名称案ということで、前回の折、継続になりました問題と致しまして、庁舎の名称等がございましたけれども、今回は庁舎名称を、現在の有田町役場を有田町東庁舎、西有田町タウンセンターを、有田町庁舎といったことで、変更になっての再提案になります。

その他につきましては、前回と変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

以上です。

#### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、何かこれについてご意見やご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

#### ○3号委員（ 立林 幸一 ）

私は途中の就任で、この事務所の位置についての協議が、昨年11月の15日ということで、事務所の位置ということで、決定がなされているようでございます。

その中に、但し書きで、新町建設計画の中に庁舎建設を組み入れると、新町の中央周辺を基本とした、庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後速やかに建設審議会を発足させ、具体的な検討に入るものとする、というふうなことで書いてございましたので、希望として、この新町建設計画の、庁舎建設の計画を早急にやっていただくように希望しておきます。

以上です。

#### ○議長（ 岩永 正太 ）

今のは、希望ということで、処理してよろしゅうございますでしょうか。

協議会でそういうことがすでにうたわれておりますので、今の意見は十分くみ取っていかれると思います。

ただ、ちょっと修正が当時ありましたのは、速やかにという文章が落ちたということはあるけれども、新町になってから、それはそういう審議会を設置して、協議に入っていただくものというふうに理解します。

はい、どうぞ。

#### ○2号委員（ 田代 正昭 ）

この施設の名称については、問題はないわけでございますけれども、今日ご提案された議会の中

で、庁舎の名称を決定する中で、西有田町の議員さんの今議会の一般質問を聞いておったところ、もう新しく役場を12億ぐらいかけて作ったので、作る必要はないのではないかというふうな発言をなされておりましたが、これは今、有田町の区長さんの代表さんが言われましたように、新町の事務所の位置を決める時に、大変な労力を費やしてきたわけでございますけれども、その中に、中央周辺を基本として、建設審議会を発足させて具体的な検討に入ると、当分の間、分庁方式をとると言うふうなことになっておりますので、やはり議員さん達は、住民の代表でございますので、やはりそこらへんは、ある程度心して、住民を説得する側にまわるのが筋じゃないかというふうに、私たちは思っておりますので、かなり厳しい意見も出ましたので、そのことは、今、区長代表が言われましたように、やはり西有田の方も、そこらへんは、我々の意向を組んで、今後十分、住民の説得あるいは、そういうふうな履行をして頂くようにしてお願いをしたいというふうに、思っておりますけど。

### ○議長（岩永 正太）

今、田代議長さんから、そういうお話がありました。議会でそういう発言もあったようにも思います。

いずれにしても、協議会とか12月議会等がありますので、そういう面については、たぶん議長からもありましょうし、私の方からも質問があれば、そういう意向を、今、お伝えいただいたようなことについては、伝えたいというふうに思います。

他にございませんでしょうか。はい。

### ○3号委員（今村 安伊子）

前回、私は東西あってしかるべきだと思っております、意見を申し上げましたけれども、色々、本庁がどこに行くかという、分所がどっちへ行くのかなんとかという、諸事情を聞きまして、なるほどと思いました。

でも、西有田町のあの素晴らしいタウンセンターとしての機能とかを、ガラス張りで、ああいうふうにもものすごく広くて、ほんとに見た目も素晴らしいですし、タウンセンターとしての利用価値は十分に残して頂いて、庁舎を持っていていただきたいと思えます。

ぎりぎりまで机を持ってくるとか、そういうのじゃなくて、余裕のある庁舎の作り方で、もって、いていただきたいなど。

タウンセンターとしての機能を落とすことなく、庁舎を持っていていただきたいと思えます。

### ○議長（岩永 正太）

今のも、ご希望ということですね。

はい、わかりました。

そういうことで、只今の趣旨を十分理解しながら、そういう形でいて頂きたいと思えます。

他にございませんか。

はい、どうぞ。

### ○3号委員（川内 雅弘）

先ほどと、ちょっと同じような話になりますけど、前回、東庁舎、それから西有田の方には、本庁舎という名前がついておりますけど、本庁舎が消えて、庁舎ということで、多少主従関係がなくなっているような気はしております。

ただ、本来役場が、同じような分庁で、対等な分庁というのは実際ありえないわけですから、確

実に主従関係があつてしかるべき、本来はしかるべきだと思うんです。

だから、先ほど、立林委員さんが言われましたように、将来新庁舎の計画をする間に、仮の名前と言いますか、それまでの特定期間の名前だというふうに、理解してよろしいわけですか。

この東庁舎、庁舎という名前は、建てるまでの、仮の名前であるというふうに、理解していいわけですか。

### ○議長（岩永 正太）

新しく建設がなされれば、これは、そこに条例で位置も決めますし、そこが、本庁舎という形になりましようから、それは当然そうなります。

ただ仮、仮と言っても、それまでの間は、やっぱり正式に、公的には、今の西有田のタウンセンターが庁舎ですという形にはなるとは思います、それは新しい庁舎が建設されれば、当然、そこに移動していくということになると思います。

### ○3号委員（川内 雅弘）

タウンセンターという名前で、西有田の方は庁舎という、タウンセンターから庁舎になるわけですよ。

要するに、目的がちよつと違うような、私は、実際中の隅々まで見たことございませんけど、タウンセンターが、いわゆる庁舎としての機能を果たすだけのものが、あるわけですか。

その、無理にタウンセンターを庁舎に、改造されるということですか。

### ○議長（岩永 正太）

ちよつと、私たちの考えが違ったのは、これまで、役所という堅苦しいものじゃなくて、そこにきて、みなさんが色んな形で使ってもらえるような。

だから図書室もありますし、一般のみなさんが、そこでコンサートを聞けたり、色んなことができる。

それから、病院との間の連携をとりながら、本を読みながら、自分の診察の時間を、そこで、わかってもらえるとか。

役所の、行けば堅苦しい、そういう感じをとっばらおうというのが、タウンセンターという名前になったんですが、主として、役所の機能もしっかり持ちながら、みなさんが親しんで、役所に来てもらふ、そういう形にしております。

ですから、名称ではそうでしょうけど、その辺のこだわりはできるだけなくして、みなさんが来ていただくように、そういう形でしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それではないようでございますので、施設の名称については、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい > の声あり

はい、それでは協議第72号、施設の名称については、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第78号、特別職の職員の身分の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局員（千代田 一茂）

78号以下につきましては、別冊の参考資料にて説明をさせて頂きたいと思ひます。

別冊資料をお手元にご用意ください。

1 ページめくって頂きまして、協議第78号、特別職の職員の身分の取扱いの、参考資料ということで、現況の欄から、2ページの課題問題点、調整内容ということになっておりますけど、調整内容の欄が、第5回の協議会におきまして、確認をして頂いた内容になっております。

読み上げますと、特別職の職員の配置、定数及び任期は、法令等及び実情を考慮し、調整する。特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。

新町の職務執行者は、2町の長が協議して定める。

ということで、2点目の報酬につきましては、合併までに調整する、ということになっておりましたので、今回の提案につきましては、その報酬についての提案になります。

今回の調整内容が、具体的調整内容の欄に入っておりますけど、詳しくは、後ほど説明をさせて頂きたいと思っております。

3ページから、7ページまでが、各委員会等の特別職の関係法令等になっております。

後ほどご覧いただければと思っております。

8ページをお願い致します。

ここからが、今回の特別職の報酬等の提案内容になってまいります。

四角の中が、先ほど読み上げました、第5回の協議会で確認された内容です。

この内容に基づきまして、新町の特別職の報酬等の取扱いについて整備するものとする、ということで、先進地の事例等では、合併構成町の、いずれかの町に設定する事例が多い。

合併後の人口は、約22,000人で、県内では、白石町、みやき町に次ぐ、3番目に多い町となる。

しかしながら、厳しい財政状況を考慮し、報酬等の設定にあたっては、次のとおり設定する。

1. 報酬は原則として2町の平均額で設定する（百円未満切り捨て）

2. 上記により現在の報酬額と極端な差異が生じる場合は、調整する

ということで、この報酬額につきましては、先日9月の28日になりますが、両町の報酬審議会の委員さんによりまして、合同会議を開催致しまして、調整を行なっております。

9ページをお願い致します。

9ページ以下が、特別職の報酬及び費用弁償の一覧の案になっております。

資料のつくりについて、若干説明致しますと、左の方から区分、それから3月1日設置、3月1日未設置ということになっておりますけど、3月1日設置に○がついているものにつきましては、3月1日合併の日に設置しなければいけないものや、これまでの協議会で設置することを確認したのようになっております。

3月1日未設置、二つに分かれておまして、報酬決定と報酬未決定ということになっておりますけど、報酬決定に○がついたものにつきましては、合併の日に未設置であっても、報酬等は決定をしておく必要があるというもの、報酬未決定に○がついたものにつきましては、合併後、新町長あるいは新議会が決定したのちに設置を検討する、といったことにランクを分けております。

現況の欄が左から、有田町・西有田町、右の方に新町案ということになっております。

なお、新町案のところの定数の欄に、調整中という文言が若干出て参りますけども、これにつきましては、委員の数等につきましては、現在各部会等において調整を行なっておられるということになっております。

それから、備考欄に同じであるとか、新規、平均といった文言が出て参りますけれども、同じという表現になっているのは、両町報酬額が現在同じというものです。

平均と入っているものにつきましては、新町案を平均した額になっておると。

新規というものにつきましては、3月1日合併することによりまして、新しく設置をするもの、

これにつきまして、新規になっております。

西という文字が入っているものは、西有田の例によると、有田の有が入っているものにつきましては、有田町の例によるといったことをご理解をいただければと思います。

表の中を若干、主なところを説明をまいりますと、9ページ上の方から、町長・助役・収入役・教育長に関しましては、現在両町とも報酬額が同じ、従いまして、新町案も現行の同額といった案になっております。

教育委員関係につきましては、平均した案になっておると。

議会議員につきましても、平均した案になっております。

9ページ真ん中あたりに、黒く塗っている部分がありますけれども、ここは監査委員ですけれども、これにつきましては、10ページ以降も何箇所か出てまいりますけれども、新町の町長あるいは議会等が決定したのちに、設置及び人選等を行なうということで、今回の提案からは外したいということで、黒く塗っております。

なお、設置につきましては、新町になって決定いたしますので、報酬等につきましても、新町の報酬審議会へ諮問という形になってくるかと思われまます。

9ページ下の方ですけれども、農業委員会関係、これにつきましては、両町、額が若干かけ離れております。平均を致しますと、差が若干生じますので、農業委員会につきましては、西有田の例ということになっております。これにつきましては、農業委員の委員数が減って参ります。一人あたりの農業委員さんの持たれる農家戸数であるとか、農地面積等は増加いたしますので、西有田の例が妥当ではなからうかといったところで、西有田の例という調整になっております。

10ページに参りまして、区長等につきましてですけれども、後ほど、行政区の取扱いの中で出て参りますけれども、3月1日合併時におきましては、現在の両町の区長さんは、すべて新町の区長さんということになります。すでに確認はされておりますけれども、合併時は34名の区長さんがいらっしゃるということになって参ります。

しかし、34名の区長さんではございますけれども、有田の方から選出された区長さん、それから西有田の方から選出された区長さんにつきましては、業務の内容が異なって参ります。

ですから、報酬額につきましても、現在の区長さんの報酬額を、そのまま新町の区長さんの報酬額と。

ですから、有田町の10名の区長さんにつきましては、現在の264,800円ですけれども、これを、新町の有田町選出の区長さんには適用すると。

西有田の方の、24名の区長さんにつきましては、現在の273,000円の額とするといった提案内容になっております。

下の方に参りまして、消防団関係は平均額、選挙関係の立会人等につきましては、両町同じですので、新町におきましても同じ額という提案です。

11ページをお願い致します。

11ページから14ページにかけては、各種委員会等の報酬額等が出て参りますけれども、基本的に、現在有田町が、報酬額が3,000円、費用弁償が1,000円、西有田町が、費用弁償の4,000円ということになっておりますけれども、これにつきましては、有田町の例によりまして、報酬額の3,000円、費用弁償の1,000円という提案になっております。

以上です。

審議をよろしくお願い致します。

## ○議長（岩永 正太）

只今、事務局から説明がありましたが、何か意見・ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○3号委員（立林 幸一）

報酬未決の方で、日額報酬については、まだ3月1日以降でもいいかと思うんですが、月額報酬の部分については、あらかじめ、決めておいた方がいいんじゃないかというふうな気がします。

と申しますのは、人間を見て報酬の額を決めるというようなやり方では、ちょっと色んな疲弊があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩永 正太）

はい、事務局から、今のご質問に対して、どうぞ。

人を見てということじゃなくて、基本的に設置をするか、しないか。そういう、問題から発生するんじゃないかということのようです。

ですから、新しい首長さんが決まり、新しい議会が決まった中で、例えば、議会の同意を得る必要もあれば、その時点で同意を得た上で決めるとか、あるいは、今度、例えば公民館なんかを合同にした場合、一人でいいんじゃないかとか、色んな、その時によって、必ずしも2人必要かという一人でもいいとか、そういうことがあるんで、そういうものを斟酌しながら、新しい執行部と新しい議会の元で、報酬を決めるということに、今の所、幹事会等ではやっているようです。

そういうことで、ご了承をお願いしたい。

他にございませんか。はい、どうぞ。

○3号委員（川内 雅弘）

一つお伺いしたいんですけど、行政連絡委員と言いますか、区長さんですけど、有田地区は一応10区に分かれております。西有田地区は24区ということでかなり大きいと言いますか、有田の区としますと、ちょっとニュアンス的に違うんだろうなと思えますけど、これは、実際、今後、区の区分けの改正あたりも、頭に入ってらっしゃるんでしょうか。

○議長（岩永 正太）

川内委員さん、次の項目で詳しく説明をさせたいと思います。

うちは、区長さんが、連絡委員も兼ねて、全部班長さんに書類なんかずっと配るんですよ。

だから一人でいいわけですよ。そういうことも、たぶん次の段階で詳しくご説明すると思います。ちょっといいですか。

その他何かございませんか。

ございませんですね。

それでは意見がございませんようですので、協議第78号の特別職の職員の身分の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

< はい >の声あり

はい、それでは協議第78号、特別職の職員の身分の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に協議第79号、消防・防災事業の取扱いについて、事務局から説明をお願い致します。



○事務局員（ 千代田 一茂 ）

資料の15ページをお願い致します。

協議第79号、消防・防災事業の取扱いの参考資料になります。

上のほうから現況です。

課題問題点のところ、報酬・出動手当及び福祉共済掛金が異なるということになっております。

調整内容が、第1回協議会で確認を致しておりますけれども、報酬・出動手当及び福祉共済掛金は合併までに調整し、新町において定めるということになっておりました。

一番下の、具体的調整内容が、今回の提案内容になって参ります。

出動手当は、有田町の例によるということで、出動手当につきましては、現在、上の方の現況の欄を見て頂ければ、有田町が、水火災及び警戒時の出動手当が1回につき1,100円、西有田の方が1,400円ということになっておりますけれども、これは有田町の例によるという調整になっております。

福祉共済掛金は、有田町が3,000円の1/2、半額の1,500円を個人さん負担と。

西有田の方が、町が全額3,000円を負担しているといったことですが、これは、西有田の例によるということの提案になっております。

尚、報酬額につきましては、先ほど、特別職の職員の報酬の中で確認を頂いておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がございました。それについてご意見・ご質問ございませんか。

よろしゅうございますか。

はい。それでは異議がないようですので、協議第79号、消防・防災事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい。それでは協議第79号、消防・防災事業の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第80号、行政区の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは説明させていただきます。別冊参考資料の16ページをお開きください。

協議第80号、行政区の取扱い、区長制度及び行政区の現況になります。

1. 行政区です。有田町が26ある部落を、集合させた形で10行政区、西有田町が24ある部落をそのまま単位とした24行政区となっております。

2番目、行政事務委嘱に関する規則です。委嘱の方が、有田町が行政連絡員、区長さんと呼ばれる行政連絡員と、連絡員と呼ばれる行政連絡補助員、西有田町が区長さんとなっております。

報酬は、先ほど説明がありましたが、現状はご覧のとおりになっています。

区の行政補助費、こちらの方が、有田町のみ制度となっております。

委嘱された事務の内容ですが、有田町の方が、ご覧のような状況になっています。

連絡員さんの事務が、ご覧のような状況、西有田町の区長さんの方が、有田町の区長さんの事務と連絡員さんの事務の連絡配布物の量が若干異なりますが、をされていると、二つあわせたものをされているという状況になります。

次の17ページをお開きください。

課題問題点は省略して、調整内容、第7回協議会で確認されたものです。

行政区は現行のとおりとし、合併後調整する。行政連絡員、区長及び行政連絡補助員は、現行のとおりとし、名称は区長及び連絡員とする。

区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。合併までに調整となっていましたので、今回の提案、具体的調整内容の方に、区行政補助費は、平成19年3月までは現行のとおりとする。

なお、合併後、平成19年4月を目標に、制度の見直しを行なう。

調整方針としまして、行政区の再編については、現在の各地区のコミュニティーや、主体性を尊重しつつ、平成19年4月を目標に検討するとなっています。

次の18ページ、自治公民館の現況になります。

まず公民館の状況ですが、有田町が18、西有田町が24、自治公民館長、有田町が10人、西有田町が24人となっています。

その下の○、運営費補助、こちらの方は有田町のみで、年間1分館当り8万円となっております。

次のページ、19ページをお開きください。

課題問題点は飛ばしまして、第7回協議会で確認された調整内容、公民分館長及び自治公民館長制度は現行のとおりとし、名称は自治公民館長とする。自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。こちらの方が、今回の提案になります。

その下、自治公民館建設補助費は、合併後速やかに調整するとなっていますので、こちら合併後速やかに、今後の協議会に方向性を報告できればと考えております。

下の一番太い枠の方にいってもらって、具体的調整内容です。

自治公民館運営費補助制度は、平成19年3月までは、現行のとおりとする。

なお、合併後、平成19年4月を目標に制度の見直しを行なう。

調整方針としまして、各地区への運営補助は、活動実績に応じた制度への見直しを行なう、となっております。

以上です。

## ○議長（岩永 正太）

それでは、まず行政組織機構といたしましょうか、これについて先ほどの、川内委員さんのご質問がございました。

もう少し、具体的に例えば、こういうことを聞きたいということであれば、お伺いしていいんですが。

## ○3号委員（川内 雅弘）

区長さんといいますか、行政区割の報酬額に別に問題があるわけじゃなくて、有田町・西有田町の、行政区割の同じ条件に引きなおすといいますか、そういう形で、今後、有田町・西有田町、新町で、どういう行政区の構成が描けるのかどうか。その辺を幹事会あたりで、何か、お話が出たらお伺いしたい。

○議長（岩永 正太）

それでは、部会長の方から。

○西有田町役場総務財政課長（上瀧 幸二）

総務部会長の、上瀧でございます。

行政区の取扱いにつきましては、19年の3月までは、現行のとおりとするということで、今ご提案を申し上げておりますが、19年度から19年4月1日以降から、こういった形で、行政区の組織を再編するかということが、今、大きな、私共に課せられたテーマでございます。

総務部会におきましては、今、現在、有田町が10区、西有田町が24区ございますが、これを一つの考え方といいますか、叩き台と致しましては、有田町を6区、西有田町を4区程度に、行政区として再編したらというような考え方をもっております。

ただ、その基礎的行政区となります、いわゆる、部落、集落がどういう形になるのか、その責任者が、こういった、いわゆる部落長が、こういった責任を持つのか、役割を持つのか、ということが、これは早急に詰めなければならない課題ということで、出来ましたら、年内までぐらいまでには、方向性をお示しできればというふうに、考えているところでございます。

○議長（岩永 正太）

西有田なんかは、24集落あります。有田も26か、あつたんでしょう？ 部落がですね？

やはり、一つの小さなコミュニティの形としては、そこが一番、重要ではないかと。

だから、それはそれとして守りながら、全体を10区ぐらいにしたらどうかというのが、一つの案です。

ただ、その区長さんと、いわゆる、部落長さんとの役割の分担と言いますか、そこをやっぱり、はっきりすべきではないか、というのが区長会でも出てきましたし、そういう議論が、これから出てくるのではないかというふうに思います。

その辺を、部会で十分詰めて、そして、それをみなさん方にお諮りをする、という形でいきたいというふうに思います。

○3号委員（川内 雅弘）

新町で、10区に再編成したいということですね。

○議長（岩永 正太）

そういうことで、今、協議をしているようです。

○3号委員（川内 雅弘）

個人的なことですけど、今、くunchiの踊りを稽古している最中なんですけど、次の中樽区までは、2区まではいいとですけど、3区・4区、踊り手じゃなくて、人口が500ぐらいしかおらんわけですよ。それで、非常に、「くunchi」も、もうできんような状況になつとるけん、有田町も、ものすごく高齢なんですよ。

老人部まで、今度出ますので、そういうことで、再編成が本当に必要だなと感じておりますので。

○議長（岩永 正太）

来年まではよかとですか？

再来年から・・・

○3号委員（川内 雅弘）

来年からは、旧西有田も踊っていかんばいかんとですよ。  
その辺の行政区を早く、そういうことで、よろしく願います。

○議長（岩永 正太）

19年の3月までは、今までどおりいきますけど、その後は、やっぱりそういう形で行くと、少し少ないところを、有田の方もうまく統合されていくと、いいんじゃないでしょうか、ということのようですよ。部会ではですね。

他にございませんでしょうか。

どうでしょうか。他にございませんか。

それでは、異議がないようでございますので、協議第80号、行政区の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい。協議第80号、行政区の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。  
次に、協議第81号、町名・字名の取扱いについて事務局から、説明をお願いします。

○事務局員（仁戸田 将英）

それでは、別冊参考資料の、20ページをお開きください。

協議第81号、町名・字名の取扱いの参考資料です。

町名・字名の現況になります。

次のページ、21ページをお開きください。

こちらが、第7回協議会で確認された調整内容、字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定めるとなっていました。

その下の方、22ページに、今回の提案、具体的調整内容があります。

字の名称及び区域は、下記のとおりとするということで、四角の枠の中に旧有田町・旧西有田町と分けて書いてあります。

有田町の泉山から、岩谷川内までは変更はなく、中部と西部、西有田町の全域が変更になります。

括弧内は、旧表示で、その右の方に、新しい表示で記載されております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、説明がございました。

ちょっと、これ、うちも消したらどうかといった、括弧の甲とか、乙とか書いてあるのは、もう今後はないということですので、ご了承お願いしたいというふうに思います。

どうでしょうか。括弧は、これは、うちの議会でも色々ありましたけども、これは、大体必要ないんです。

元がこうでした、というのを親切に書いてるんですけど。

はい、どうぞ。

○3号委員（前田 義弘）

ちょっとお尋ねします。

集落内で、集落外に出られた方が、元の集落の中の行事で、色々集落の中の一員としておんさる訳です。集落・部落の境から、となりの部落へ離れる、そういう場合に、西有田の区長会でも、色々問題あったんですけども、ちょっと例を出しますと、私、山本ですから、山本乙何番地となるわけですけども、これが、うちの隣部落は立部ですけど、部落の人であって、番地は立部乙になるわけですよ。

こういう状況に、色々問題があって、まあ、理解はされておるんですけど、有田町では、どういうふうな状況か、そういうふうな問題はなかったか。

#### ○議長（岩永 正太）

それは、ぜひ、有田の方からお伺いしたいなど。

西有田は、そういう入り乱れて、やっぱり分家したり、色々なことしまして。

有田はどがん。

#### ○3号委員（立林 幸一）

有田町にも、そういったケースがあるんです。

というのは、桑古場地区で、慶応堂の本屋の付近です。本町であったり、桑古場であったり、入り乱れております。

ただ、住居表示としては、そのまま線引きをして頂いているようでございますので、ちょっと曲がりくねった変形の。飛び地までは、なかったかと思うんですが、飛び地はないようですので、あくまでも、住居表示というふうな形で。

区費については、従来どおりのやり方で、やってくださいというふうなことのようでございます。

#### ○議長（岩永 正太）

そいぎ、お付き合いは、他のとことしよんさつとですか？

区費はどっちに？

#### ○3号委員（立林 幸一）

区費は、元のところということ。

あくまでも、住居表示だけのことで、考えて進めているようです。

#### ○3号委員（前田 義弘）

現在の所、区費は頂いておりますけど、現在までは、大字の大木で、6部落が大木の大字だったですから、何も抵抗なかったんです。

ただ、今度は集落の部落名が、そういうふうになってくるから、山本の人であっても、立部に家はありますから。

今、言われたように、住所表示は立部乙何番地になるということで、そういうふうな状況になって、なかなか、まだ、問題解決しないところが多々あるんですよ。

そういうことから、お尋ねしたわけでございます。

#### ○2号委員（田代 正昭）

これ、住居表示だけで考えないと、その今のまでの慣習まで変えていくとなると、大変な作業になると思うんです。

行政の方でも、それは難しいんじゃないかなという気がします。

○議長（岩永 正太）

前田会長さんおわかりですね。だいたいよかですか？

○3号委員（前田 義弘）

そしたら、区割の線引きなんかは、変更されたわけですか？

現在うちの方は、隣接する部落との線引きが改善されておるわけです。元の線引きから、入ったり出たり、そういうことはなされてるんですか？

○有田町役場総務課長（中村 敏則）

私の方から説明いたしますが、実は、今、田代議長の方からも言われたんですけど、隣どおして桑古場、大野というのが、何軒かあるんですよ。

そしたら、線引きをすると、普通、字界が丸くあって、その中で何軒か家が建っていて、本当やったら、大野なら大野というところやったですけど、今回は、のこぎりの歯のように、境界を全部振り分けました。ほんの隣どおしでも、こちらの方については、大野の部落という班に入られる。こちら側の、のこぎりの左側の方は、桑古場の班に入られるという形で、一応、そういうふうな線引きを致しております。それでも、飛び地というのはありませんので、飛んではおりません。

一応そういうところで。

○議長（岩永 正太）

いいですね。

他に何かございませんでしょうか。

それではないようでございますので、協議第81号、町名・字名の取扱いについては、原案どおり承認することと致したいと思えます。

次に、協議第82号、一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明をお願い致します。

○事務局員（仁戸田 将英）

それでは、別冊参考資料23ページをお開きください。

協議第82号、一部事務組合等の取扱いということで、一部事務組合の加入の状況です。

こちらが、平成16年現在の資料となっておりますので、構成市町村、名称などが、若干、異なることがあります。

次のページ、24ページをご覧ください。

課題問題点、佐賀県町村職員退職手当組合の加入は、西有田町のみということで、第5回協議会で確認された調整内容が、一番下の、黒い○のところ、次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって、当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断するということで、

(1) 佐賀県町村職員退職手当組合となっております。

具体的対応策の方が、佐賀県町村職員退職手当組合は、有田町が未加入であり、新町として加入する場合、退職手当組合の現在の規約上、多額の加入負担金が必要である。

現在、退職手当組合として加入促進を図る趣旨で、給付に応じた負担金制度への、規約改正の検討がなされているところであり、改正がなされれば、加入する方向で検討するとなっていました。

今回の提案、具体的調整内容が、佐賀県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって、

当該組合から脱退し、新町において、合併の日に当該組合に加入するとなっております。  
以上です。

○議長（岩永 正太）

今、事務局からは、一通りの説明を致しましたが、少し具体的に説明をさせます。  
部会長。

○西有田町役場総務財政課長（上瀧 幸二）

失礼致します。

今、現在、退職手当組合には、西有田町が加入いたしておりまして、有田町は加入を致しておりません。

今、提案を申し上げましたのは、来年の2月28日をもって、西有田町が退職手当組合から脱退をし、翌日の3月1日をもって、新町がこの退職手当組合に加わるということでございます。

そういう形をなぜとったかと申しますと、先ほど事務局の方から説明がありましたように、西有田町が、そのまま入ったままの形で、新しく有田町の、いわゆる、旧有田町の方が、退職手当組合に加入をした場合に、多額の加入負担金を納めなければならないと。

額的には、ちょっと今、失念しておりますけど、相当額の負担金を納めなければならないということでもございましたので、10億を超える額でございます。

なかなか、そういった形での加入は難しいということで、退職手当組合の方が、今回、新たに団体別負担金方式という制度を設けられまして、今、申しました3月1日に新しく加入を致しますと、その加入から15年間、退職の定年退職者が見込まれますので、その15年間の総額を推計致しまして、それを年間の負担、15年で割りますと、毎年の負担額が出て参りますが、それを、毎月お支払をするという形で、退職手当組合に負担金を納めると。

でこぼこはございますので、平準化を致します。15年、毎年同じ額を納めていよいよということ。

ですから、恐らく、今、団塊の世代が、この後、2年か3年したらございますので、飛びぬけて負担金を、退職金を支給しなければなりませんけれども、それを含めて、15年間で平準化して、負担金を納めると。退職手当を払った額は、当然、負担金として納めますけれども、そういった形で、年度によっては、飛びぬけて退職手当を支給しなければならないわけですが、それを15年間で平準化するという形になります。

5年ごとに見直しを致しまして、平準化額よりも上回った額については、その見直した年から15年間で平準化をすると。その繰り返しをしながら、退職手当組合に負担金を納めるという形になるわけでもございまして、一度の多額の負担金、退職手当を払うことがないということが、最大のメリットでございます。

以上でございます。

○議長（岩永 正太）

だいたい、おわかりいただけましたでしょうか。

平準化をして、それに基づいて、毎年ずっと負担金を納めていくと。貰うものは、でこぼこがあると思いますけど、そういう形で行くということでもございます。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。何かご質問。

それでは異議がないようですので、協議第82号、一部事務組合等の取扱いについては原案どお

り承認してよろしゅうございますでしょうか。

< はい >の声あり

それでは、協議第82号、一部事務組合等の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

以上で、本日予定された協議は終わりましたが、ちょっと報告事項の2をお願いしたい、思います。

それでは、報告事項を先ほど、飛ばしておりましたので、報告第2号の第1回及び第2回、町章デザイン選考委員会の会議概要についてということでございます。

ただいま、みなさん方に別紙をお渡ししたと思います。

実は、私が選考委員長をせろということでもございましたので、ここに書いております通り、第一回の選考委員会、これは、全国から986作品の応募がありました。

平成17年9月26日にアドバイザーの委員の先生方に、専門的な見地から、参考となる作品を100作品選考して頂きました。

そのあと、委員長・副委員長ということで、副委員長に篠原町長さん、そして、委員長に、私ということで、確認をして頂いております。

そして、その協議事項としては、選考方法として、先ほど申し上げましたが、986作品から各委員さんをお願いをして、第二次選考として、100作品を選考して頂いております。

その内、30を選考するというので、協議をしておりました。

また住民アンケートについては、小学生の対象を5、6年生とするということで、しております。

そして、第一次選考で、10作品を追加致しておまして、第二次選考として、110作品から35作品を選考致しております。

今日、第二回目の選考委員会を致しまして、35作品の内から、15作品を選考するというので、いっております。

2番目のところの選考として、第三次選考は、35作品の中から16作品、それから、第四次選考として、16作品の内から、10作品を選考いたしております。

これは、10作品の内から、5作品及び補欠3作品を選考するというのでしております。

尚、結果については、後ほどみなさん方にご報告するというのでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、一応この会を終わってから、結果を皆さんにご報告することに致します。

まずは、5番目のその他というところで、事務局から何かございませんか？

## ○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

一応、協議報告も協議事項も終わりましたので、私から言っておきますけれども、うちの西有田町議会の件について、田代議長から、そういう申し入れがありましたけれども、西有田議会の一般質問の問題であると思います。

その中で、色々とうちは、議員は、政治信条は全部いっしょだと思っております。

それと、思想もですね。

そういうことで、私、うちの議会については、各論、とことんまで、付き合いして議論しますが、その場で、議会として必要な事項については、私は許可して今まで来ております。

そういうことで、例えば、うちの西有田町長から、この質問はやめてくれと言われても、私は、そういうことは、しないつもりで、議会は議員の持ち合いの議論については、私は許可をしてきて



いるということで、思っております。

ただ、言われた中に、新庁舎の問題がありましたけれども、新庁舎については、やっぱり、協定書に書いてある通りでございます。

新町になって、首長も、また新議会のもとに、審議会、その他を立ち上げられて、やられることだと思いますので、議会での発言についての、議長としての意見をということがありましたけれども、うちの議会としては、あと1回でございますので、良識ある議論を進めていくつもりでございますので、宜しくご理解を頂きたいと思っております。

## ○2号委員（ 田代 正昭 ）

岩崎議長の話は、私もよく理解できるわけでございます。

ただ、前、正副議長と委員長会議をした時にも、その委員さんの中から、そういうふうな発言があったし、そしてまた、今回の議会でもそういうふうな発言がございましたので、やはり、議員さんですから、ある程度、合併協定項目は、決めたことは、ある程度、理解して頂いているものと理解しているわけですよ。

そういうことでありますので、やはり、町民から、そういうふうな話があったときには、やはり、町民を説得するくらいの、気構えを持って頂きたいと、私達は思うわけです。

やはり、あんまり、私達も、事務所の位置は、有田にとりたかったですよ。

それは、お互いのことを考えてしたわけでございますので、そこら辺は、ご理解頂きたいと思っております。

それから、これは、私は、西有田の町長さんに、要望ですけれども、地域限定基金のことでございますけれども、さかんに、この前の議会でも、話合いになっておられましたけれども、地元に戻すのと、一部は、町で保留するという話もなさっておりましたけれども、できれば、水の事ですけども、当然、西有田としては、水が不足されているというふうな話も聞いておりますので、当然、いくいくは、配水池等も、合併後には作らなければ、水の確保もできないかなあというふうに考えますので、できれば、配水池については、地域限定基金でも使って頂ければ、非常に、我々としても助かると思っておりますので、そのような使い方を、出来ないものか、議会と相談されて、そこら辺を、ひとつ宜しくお願ひしたい。

それから、都市計画税の問題が、まだ棚ざらしとなっておりますので、具体的に議会との折衝が必要と言われておりましたので、大体いつ頃、ご提案をされるつもりなのか、そこら辺を、ちょっと、聞きたいと思っております。

## ○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

私も、良識をもって、新しい町に向かって議論しております。

ただ、ちょっと、うちの議会の事が出ておりましたので、私も議会、16人おりますので、そういう意見を、ちょっとということは、私の立場としては出来ませんので、その件を理解頂ければなあ、思っております。うちの議会でも、合併がここまで来るまでには、ここの中の発言も色々うちには影響しましたし、その他でも、色々、議会に影響してきました。

そういう管理を、ここまで我々は、合併のために、がんばってきたわけですので、その辺は、誤解の無いように、理解してもらって、我々もそういう立場になりながら、ここまで議会を持ってきましたので、そのへんは、お互いに気を使いながら、行っていかないといけないと思っておりますので、宜しくお願ひします。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

ちょっと、議長さんの今の発言については、この会を閉じてから、私から、私なりの姿勢を、申し上げたいと思いますので、事務局から、その他の項目で、言わせてます。

#### ○合併事務局長（ 福島 清人 ）

事務局から、2点ほど、報告とご了解を頂きたいなというふうに思います。

まず、報告事項でございますけれども、別紙ということで、皆さん方のお手元に、1枚紙を差し上げていると思います。

協議書を両町、交わしておりますけれども、その中で、監査委員さんが、前田十四十さんに変更になっております。

遅くなりましたけれども、ここでご報告致します。

それと、もう1点でございます。

実は、事務組織機構の取扱いの中で、総務課とかの課、分庁方式の中で、本庁といたしますか、有田の庁舎には、総務課、企画、財政。旧有田の方には、商工観光、税務、住民と、そういったようなかたちで、組織、機構のほうを決めておりますけれども、ひとつ、議会の場所がまだ、決まっておりません。

これは、議会のほうに決めて頂きたいということで、協議会のほうではなっておりました。

しかし、事務局の事務事業のほうを、色々詰めておりますと、やはり、電算のシステムの問題、そういった問題、今、数億の金を投じて事業をしておりますけれども、そういったものにも、まだ決まらないということで、支障をきたして来つつあります。

そういうことで、10月20日を目途に、議会のほうで、ぜひ、結論を出して頂きたいと、お願いを致します。

もし、20日までに、結論が出ないとなりますと、これは、事務局からの提案になりますけれども、執行部に一任をさせて頂きたいと思っております。

ぜひ、宜しくお願い致します。

10月26日と20日以降に幹事会、あるいは、30日に首長、助役会。そういったものを、予定を致しておりますので、そういったところの検討ということに、させて頂きたいと思っております。

以上でございます。

#### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今の、事務局からの提案ですけれども、この協議会では、両町議会で検討をして頂くということで、みなさんの意志を統一して頂くというふうに、私は思っております。

新たに、こういう提案が出ましたが、ちょっと、執行部に任せると言っても、私達も、はっきり申し上げて、大変ですので、できれば、議会だと思うのですが。

どがんしたもんですかねえ。

#### ○2号委員（ 蒲地 豊 ）

色々、こう、話を詰めているんですけども、なかなか現状は、平行線のままでございます。

で、縮まりそうもないという観測を、私は持っております。

ところが、議会の場所は、両議会で決めろということになっておりますが、ま、せつかく、ここに、協議会あるわけで、執行部にお任せにと、いうことですが、執行部としても、なかなか大変だと思います。幸い、ここに協議会があるわけで、住民代表の方が、両町8名おられるわけで、その方達も加えて、協議するべきではないかと、私は思います。

以上です。

○議長（岩永 正太）

それでは、両町議会で決めてくださいというのを取りやめして？  
どうですか？ そのへんは。

○2号委員（田代 正昭）

あのですね。10月14日に、昼から、一応、両町議会議員全部集まって、話し合うようには、予定をしております。そこで、結論がでるかどうかは、わからないですけど、全議員集まって話し合うようには、予定をしています。

○議長（岩永 正太）

今、有田の田代議長さんから、あるいは、蒲地副議長さんからも、お話がありました。なかなか難航しているようでございますけれども、14日に両町の全議員さんの全協があるそうなので、もし、そこで、結論が出ないということになると、事務局も提案しておりますが、皆さん方で、もう一回、どういう形でやるかを、検討しますか？

どうしますか？ どうですか？

14日に、結論がでないということであれば、どうするかという話を、今、私はしている訳ですね。

協議会の中で、取り上げるのか、今、事務局は、執行部という話がありましたけれども。

○2号委員（蒲地 豊）

そういう案を、局長が言われましたのでですね。私、助役さんに話したわけですが、それは、なかなか困るばい、というようなことで、これは、そがん訳にはいかんばい、ということでの事を、私は申し上げた次第です。

○議長（岩永 正太）

出来るときゃ、振らんばいかんかも知れんですよ。

○2号委員（蒲地 豊）

いま、川内委員から発言がありましたけれども、議会の場所は、両議会で話し合っただけで決めるというふうになっているわけで、この協議会で討議をするとなっていないわけですね。ですけども、私は考えておまして、この問題も、この協議会で協議をすると変更をして頂くのが、一番良くはなからうかという、提案であります。

○議長（岩永 正太）

それでは、私から、これ、堂々巡りとなるとあれですから。

まず、14日に両町の議会の全協でお話し合いをして頂きます。

20日ということで、提案をしておりますので、20日以降に、両町議長さんから、その結果を事務局に伝えて頂いて、決まらなかったら、決まらなかったで結構です。決まったら、決まったということ。

その結果を受けて、次の協議会で、皆さん方にお諮りをすると。

そこで、協議会で全部決めるのか、あるいは、執行部に一任されるのか、その辺のことも含めて、

この協議会に再度戻っていきたくてと思いますが、いいですか？

そういう形になりますと、一旦、幹事会等を経て、協議会に挙げるということになると思います。もし、協議会で議論せろということになれば、ですね。そういうことで行きます。そういうことで、よろしゅうございますか？

< はい >の声あり

今の、結論を言いますと、14日の両町の全協をふまえて、20日までに回答を頂くと。

回答が、もし、決まらないということであれば、早速、幹事会にかけます。

そして、幹事会を通して、ずーっとあげてきて、そして、11月の当初、協議会を2日と予定しているようですが、その協議会に、位置の問題について、皆さん方に、協議に上げるという形で行きたいと思いますが、よろしゅうございますか？

私達も、そういう意味で、特に議場は、議会の皆さんが、使われる、一番神聖な場所ですから、議会にお願いしておりましたけれども、このまま、いつまでも平行線でいくということは、非常に難しいですよ。いろんなことを考えるとですね。

ですから、その辺が、そうでしょうけれども、しかし、いずれは決めなくてはいけないことから、その辺を汲んで頂いて、どうでしょうか？

それは、もう、承認していただかないと。

それも、14日の議会とか、それぞれの。

それは、ここで、約束してもらって、どうですか？ いけないですか？ 議長さんたち。

#### ○議会委員（岩崎 賢助）

その議題を、持ち帰ります。

14日の日。

#### ○議長（岩永 正太）

その辺は、両町の議会の中で、十分協議をされると思います。して頂きたいと思います。

そして、やっぱり、一任をするなら、協議会に一任するとかですね。どっちか、執行部にしないのか、その辺は決めて頂いて。そういうことも含んで。

それでは、ただいま、議場の問題が出ましたので、14日の協議を待って、その後、皆さん方、協議をしたいと思います。

一応、ここで、閉めさせていただきます。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

この協議会の、一番大事なこと、私に関心を持っているのに、有田だけ賦課されている都市計画税の問題がございます。

その辺の問題も、いつ頃、提案をなさって、どういうふうになるのか、その辺も、私は、注意している所です。

その辺は、どういうふうになりましょうか？

○議長（ 岩永 正太 ）

いま、幹事会で協議をしていると思いますので、早急に結論を出すようにということに。

ただ、都市計画税だけをおっしゃいますけど、西有田町は、農業の負担金を取っております。都市計画税を取らないということになれば、農業の負担金も取らないという話になると、大変な事になりますので、私達もその辺は、慎重に、ものを考えております。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

都市計画税を取らないで、負担金を取るという問題ですね。それは、有田町も負担金は、今まで取っていなかったものは、当然取るべきものと。受益者負担という見知で、取るべきものと思っ

ているわけです。そのことは、当然でございますし、そのことを込めて、私は注意をしているということで、今の会長からのご指摘は、私はちょっとわからん。

私は、そういう考えです。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい。ひとつは、無くすことは簡単ですけども、ただ、将来、もし、それが必要である時に、それを、取るという事態になったときに、どうなるかとか、いろいろありまして、いま、幹事会で十分練っておりますし、それだけ、都市計画税だけということではなくて、ある程度いろんな事を含みながら検討しているようでございますが。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

要望として、不均一課税ということは、町民にたいへん響きを買うわけで、有田町も受益者負担に於いては、負担をするというような見地で、不均一課税にならないようにというようなこと

でございます。そういうようなことで、この前、私は、会長が水道の給水、西有田町への配水について、貯水池を設けんばいかんと、言われたときに、公平さを持つために、受益者負担が相当じゃなかろうかという

○議長（ 岩永 正太 ）

その件については、一応、閉めさせてもらって、私の方から説明申し上げたいと思います。

今日は、本当に、大変お疲れでございました。一応、これで、協議会を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

閉会 （ 16時50分 ）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---